

犬山市議会第66号議案

犬山市公平委員会委員の選任について

下記の者を犬山市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

記

[Redacted]
市 川 裕 子
[Redacted]

（説 明）

この案を提出するのは、犬山市公平委員会委員 高 橋 美 博の任期満了（令和7年9月27日）に伴い、後任者を選任するため必要があるからである。